

令和5年度 武蔵野市クラウドファンディング活用促進事業 補助金募集要項（申請の手引き）

1 武蔵野市クラウドファンディング活用促進事業の概要と目的

武蔵野市クラウドファンディング活用促進事業は、武蔵野市内で活動する市民活動団体がクラウドファンディングを活用して公益事業を行う場合に、クラウドファンディングの手数料の一部を補助するものです。団体の自立的な資金調達と支援者の拡大を図り、市民活動を活性化させ、公益の増進に寄与することを目的としています。

2 申請できる団体

本補助金を申請できる団体は、以下の要件のすべてに該当する団体です。

- (1) 武蔵野市内に事務所等の活動拠点があり、市内で主たる活動をしている団体
- (2) 不特定かつ多数の市民の利益の増進に寄与することを目的とする非営利の事業に自主的に取り組んでいる団体（法人格の有無を問いません）
- (3) 定款、会則等の規約を定めている団体

3 補助対象事業

本補助金を申請できる事業は、以下のすべての要件を満たす事業です。

<事業について>

- (1) クラウドファンディングを実施して事業実施に要する資金を調達する事業であること
- (2) 令和6年3月31日までに事業実施が完了する事業であること
- (3) 非営利で不特定多数の市民の利益の増進に寄与することを目的とする事業であること

<クラウドファンディングについて>

- (4) 「All or Nothing 形式」または「All in 形式」でクラウドファンディングを実施すること
※ All or Nothing 形式…目標金額以上の資金を調達できた場合にのみ成立する形式のこと
All in 形式 …資金調達額目標額に達しない場合でも成立とする形式のこと
- (5) 活用するクラウドファンディングのウェブサイトは、法人設立後2年以上経過したものが運営すること
- (6) 活用するクラウドファンディングのウェブサイトは、申請時における直近1年間において、クラウドファンディングによる資金調達の成立実績が10件以上あるものが運営すること

※ 公序良俗に反するもの、政治・宗教に関するもの、市の他の助成金等を受けているものは補助対象外です。

※ 申請は各年度につき1団体1事業に限ります。

4 補助対象経費

補助対象事業に関してクラウドファンディング事業者に支払う手数料（消費税は含まない）

5 補助額

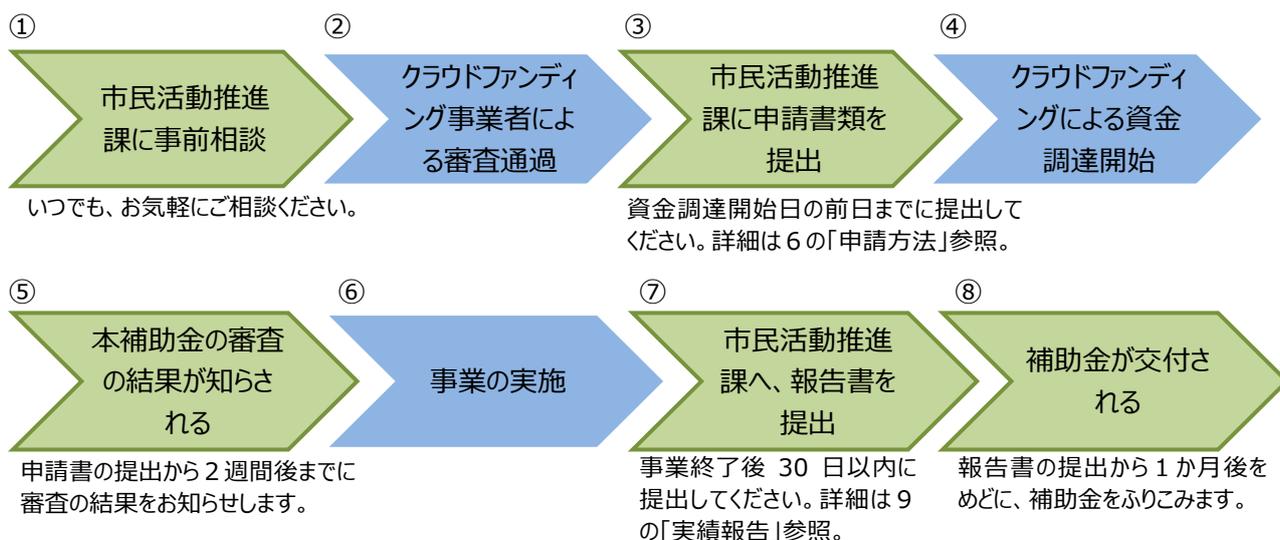
補助対象経費の10分の10に相当する額（ただし、1申請につき上限10万円とします）。

※ 補助金の額に1,000円未満の端数がある場合には、これを切り捨てた額とします。

※ 市の予算の範囲内での交付となります（予算がなくなり次第、本補助金の受付は終了します）。

6 申請にかかるスケジュール

補助金申請にかかるスケジュールのイメージは以下のとおりです（補助金と関連する部分は黄緑色の部分）。



7 申請方法

(1) 事前相談

申請を検討している方は、まずはお気軽に市民活動推進課に相談してください。

(2) 提出書類

事前に市民活動推進課にご相談いただいたうえで、以下の書類をご提出ください。

- ・ 武蔵野市クラウドファンディング活用促進事業補助金交付申請書（第1号様式）
- ・ 武蔵野市クラウドファンディング活用促進事業補助金事業計画書（第2号様式）
- ・ 収支予算書（第3号様式）
- ・ クラウドファンディング利用手数料が確認できる書類
- ・ 定款、会則、規約その他の団体の性格及び活動内容が確認できる書類

※ 申請書類の様式は、市民活動推進課の窓口でお渡しできるほか、市HPからダウンロードできます。

▼ 市HP



(3) 提出するタイミング

クラウドファンディングの実施に向けたクラウドファンディング事業者による審査を通過した後、クラウドファンディングによる資金調達を開始する日の前日までに、ご提出ください。市民活動推進課にご相談いただければ、提出書類の事前確認なども可能です。

※ 令和5年度分は、令和5年4月10日から申請書の提出を受け付けます。

(4) 提出方法

【メール提出の場合】

npo@city.musashino.lg.jp 宛てに送付してください。

※ 件名は「クラウドファンディング活用促進事業補助金申請」としてください。

※ 第1号様式の捺印は省略可能です。

【市役所窓口へ直接提出の場合】

武蔵野市役所 市民部市民活動推進課コミュニティ推進係（市役所西棟7階）

※ 受付時間：午前8時30分～正午、午後1時～5時（土・日曜日及び祝日を除く）

【郵送提出の場合】

武蔵野市役所 市民活動推進課 コミュニティ推進係宛てにご送付ください。

郵便番号 180-8777 ※住所の記載不要（武蔵野市緑町 2 丁目 2 番 28 号）

8 補助金の交付決定

申請書類を受け付け次第、内容を審査し、原則 2 週間後までに審査結果を通知します（交付決定通知または不交付決定通知を送付します）。

※ 実際に調達した金額が目標額を超え、手数料が補助金申請時の見込みより増えた場合にも、この時にお知らせする交付決定額を超える額の補助金の交付はできません。

9 実績報告

事業終了後、30 日以内（事業終了が令和 6 年 3 月 13 日以降となる場合には令和 6 年 4 月 12 日まで）に、以下の書類を提出してください（第 8 号様式は捺印省略不可）。

書類を受け付けた日から、概ね 1 か月以内に補助金を振り込みます。ただし、書類に不備や疑義等があった場合には、この限りではありません。

- ・ 武蔵野市クラウドファンディング活用促進事業補助金交付請求書（第 8 号様式）
- ・ 武蔵野市クラウドファンディング活用促進事業補助金実績報告書（第 9 号様式）
- ・ 収支決算書（第 10 号様式）
- ・ クラウドファンディング事業者と締結した契約書等の写し
- ・ クラウドファンディング事業者のウェブサイトの補助対象事業に係る掲載ページを印刷したもの
- ・ クラウドファンディング利用手数料の支払済額を証明する領収書等の写し

※ 提出書類の様式は、市民活動推進課の窓口でお渡しできるほか、市 H P からダウンロードできます。

▼ 市 H P



10 補助金の交付取り消しと返還

次のいずれかに該当すると認められるときは、交付の全部または一部を取り消し、交付決定金額を減額することや支払い済みの補助金を返還していただくことになりますので、ご注意ください。

- (1) 虚偽又は不正の手段により補助金の交付を受けたとき
- (2) 補助事業を実施しなかったとき
- (3) 実施した事業が交付申請の内容と著しく異なるとき
- (4) 事前に市の承認を受けずに補助事業を変更して実施したとき
- (5) 年度内に事業が完了しなかったとき

11 その他

- ・ 提出された書類は返却しません。
- ・ 本補助金の交付決定団体の団体名、補助事業名、補助金額等は、市ホームページで公表します。

12 問い合わせ先

武蔵野市 市民部 市民活動推進課 〒180-8777 武蔵野市緑町 2 丁目 2 番 28 号

電話 0422-60-1830（直通） / ファックス 0422-51-2000

Eメール npo@city.musashino.lg.jp

市 H P 武蔵野市のホームページ内にある検索窓に「1030576」と入力して検索してください。